

令和8年9月28日

保護者 様

新潟県立塩沢商工高等学校長
川上 史人

学校での生成A I の利活用について

新潟県では、I C Tを活用した教育を推進しております。情報技術の更なる進展により情報活用能力の抜本的向上が不可欠となる社会において、生徒が生成A Iのような新たな技術を活用し、学ぶことの意義についての理解を深め、個々の情報の意味を理解し、問題の本質を問うことができる力が重要となります。

本校においても、このような力を育成するため、その特性や仕組み等に十分に注意を払いながら、別紙「新潟県立塩沢商工高等学校 生成A I 利用ルール」に基づいて、教育活動の一環として適切に活用してまいります。

つきましては、本取組の趣旨及び利用ルールについて、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、学習活動で利用する生成A I サービスの中には、利用規約等により保護者の同意が必要となるものがあることから、お子様の生成A I の利用について御心配な点がある場合や、お子様の利用を希望されない場合は、事前に担当まで御相談くださいますようお願いいたします。

担当

県立塩沢商工高等学校

コンピュータ委員長 鷺尾 耕一

電話：025-782-1111

新潟県立塩沢商工高等学校 生成A I 利用ルール

学校で生成A I を利用する場合は、次に掲げる事項を守り、安全かつ適切に利活用すること。

1 生成A I 利用の基本的な考え方

- ① 学習の基盤となる「情報活用能力」の育成を充実させるため、生成A I の仕組みを理解するとともに、生成A I を学びに生かすための考え方や適切な活用方法を身に付けること。
- ② 生成A I は、人間の能力を補助・拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具になり得るものであることを理解すること。
- ③ 生成A I の出力はあくまでも「参考の一つである」ことを認識し、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は自らが判断して責任を持つこと。
- ④ 生成A I を利用すること自体を目的とせず、学びを深めるための手段として活用すること。

2 利用方法

生徒は、学習用端末またはコンピュータ教室のP C等において、教職員の指示の下で学校が指定する生成A I ツールを使用するものとする。

3 利用にあたっての留意事項

- ① A I 技術は早いスピードで進展しており、利用規約が頻繁に変更される可能性があることから、常に最新の利用規約を確認・遵守すること。
- ② 入力された情報が生成A I の機械学習に利用されることがあり、他の情報と結びついた上で出力される危険性があるため、機密情報・個人情報・成績情報等は絶対に入力しないこと。
- ③ 生成A I の回答は正確であるとは限らず、虚偽・偏見、公平性を欠くなどの誤った内容などが含まれる可能性がある。信頼できる内容であるかどうか、根拠や裏付けをとること。
- ④ 生成A I が既存の著作物と類似したものを生成する可能性があるため、著作権を侵害していないか十分に確認すること。また、著作権法第 35 条の適用は「授業の過程」に限定される。地域のイベント・クラブ活動などの授業以外の活動で生成A I の出力物を利用する際には、別途著作権者の許諾が必要となる場合があるので注意すること。

4 禁止事項

- ① 氏名・顔写真・学年組番号・所属している部活動などの個人を特定できる情報や、成績に関する情報・学校が公開していない情報は入力しないこと。
- ② 他人の著作権を侵害するような使い方をしないこと。
- ③ 生成A Iによる生成物を、自分の成果物として応募・提出しないこと。
- ④ 各種提出物（レポート・小論文など）で、生成A Iが生成したものを提出しないこと。
- ⑤ 感性や独創性を発揮させたい場面（詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞、講演会等の感想を求める場面など）で安易に生成A Iを利用しないこと。
- ⑥ その他、不適切な情報を生成しないこと。

5 その他

学校外で利用する場合においても、「4 禁止事項」や学校での指導を踏まえた常識的な範囲での利用を行うこと。また、生成A Iの使用に関しては、常に倫理的な判断を持つこと。

附則

このルールは、令和8年9月28日から施行する。

文部科学省「初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドライン（Ver. 2. 0）」及び新潟県「県立高等学校等における生成A Iの利用方針」に記された内容に準拠して作成した。
--